「公民館」から「コミュニティセンター」に変わります!

1. 公民館の 運営方法を見直し ます! 令和6年4月1日から

(R5.11.1 現在 筑西市地域交流センター)

より利用しやすくするため使用制限を緩和し、営利行為や飲食も可能にします。(一部制限あり)

一な見 道 内

- ・従来の公民館をより使いやすく、地域の皆さんが集まりやすい環境を創ります。
- ・「営利活動」「飲食」を伴う活動も、 基本的に利用可能とします。
- ・従来の公民館事業は、コミュニティセンターへ移行後も行います。
- コミュニティセンター運営委員会を設置し、実施事業や施設利用状況等の検証を行います。
- 名称は変わりますが、使用申請などの手続きはこれまでと変わりありません。

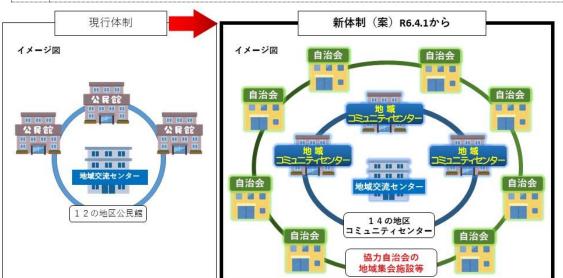


2. 「地域集会施設」と連携 します!

「より身近な活動の場の確保」を目的に地域集会施設と連携します。

主 な見 直

- ・市民活動団体 (施設使用料減免登録団体) の活動の場を、自治会からご協力いただける 「地域集会施設」に拡大し、地域に根差した活動を可能とします。
- ・地域集会施設をお貸しいただくことで、「より身近な施設で活動できる体制」を整えます。
- ・市民活動団体が、地域集会施設を利用する場合、1団体1日1回3,000円の助成金を市から 自治会へお支払いします。



(注1)地域集会施設と は、自治会が管理運営 する集落センター等の うち、市民活動団体へ の貸出を承諾した集会 施設です。

(注2)地域集会施設を お貸しいただく場合 は、自治会のルールに 従って利用することに なります。